

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
試験の種類	受験資格	試験の種類	受験資格
職員採用I種試験 （別表第2の職種 区分の欄に掲げる 一般行政B及び総 合土木Bを除く。 ）	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が21歳以上 <u>32 歳未満</u> の者（当該試験が前年度に実 施した試験による採用候補者の不足 を補うため又は前年度に試験を実施 しないことにより採用候補者が不在 のため実施するものであるとき（以下 「特別募集であるとき」という。） は、22歳以上 <u>33歳未満</u> の者）又は21 歳未満の者（特別募集であるときは 、22歳未満の者）で大学を卒業した 者若しくは試験を実施する日の属す る年度の末日までに卒業する見込み の者若しくはこれらの者と同等の資 格があると人事委員会が認める者（ 以下「大学卒業者等」という。）で あること。	職員採用I種試験 （別表第2の職種 区分の欄に掲げる 一般行政B及び総 合土木Bを除く。 ）	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が21歳以上 <u>35 歳未満</u> の者（当該試験が前年度に実 施した試験による採用候補者の不足 を補うため又は前年度に試験を実施 しないことにより採用候補者が不在 のため実施するものであるとき（以下 「特別募集であるとき」という。） は、22歳以上 <u>36歳未満</u> の者）又は21 歳未満の者（特別募集であるときは 、22歳未満の者）で大学を卒業した 者若しくは試験を実施する日の属す る年度の末日までに卒業する見込み の者若しくはこれらの者と同等の資 格があると人事委員会が認める者（ 以下「大学卒業者等」という。）で あること。
[略]		[略]	
警察 官採 用試 験	警察官A （男性）	警察 官採 用試 験	警察官A （男性）
	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の 男子（特別募集であるときは、 <u>34歳 未満</u> の男子）で、大学卒業者等であ ること。		試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の 男子（特別募集であるときは、 <u>36歳 未満</u> の男子）で、大学卒業者等であ ること。
	警察官A （女性）		警察官A （女性）
	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の 女子（特別募集であるときは、 <u>34歳 未満</u> の女子）で、大学卒業者等であ ること。		試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の 女子（特別募集であるときは、 <u>36歳 未満</u> の女子）で、大学卒業者等であ ること。
	警察官B （男性）		警察官B （男性）
	警察官Aの受験資格を有する者を 除き、試験を実施する日の属する年		警察官Aの受験資格を有する者を 除き、試験を実施する日の属する年

		度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>29歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>30歳未満</u> の男子）であること。			度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>35歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>36歳未満</u> の男子）であること。
	警察官B (女性)	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>29歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>30歳未満</u> の女子）であること。		警察官B (女性)	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>35歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>36歳未満</u> の女子）であること。
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。